

資料 9

資料10

女性活躍・仕事と子育ての両立支援の更なる推進について

---

**女性活躍推進法が改正されました！**  
**男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大**  
 女性の健康上の特性への配慮も盛り込まれました

2026（令和8）年4月1日施行  
 （令和8年2月18日改定版）

女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、10年の期限延長や情報公表の必須項目の拡大を含めた女性活躍推進法等を改正する法律が成立し（令和7年6月11日公布）、また、女性活躍推進法に基づく省令・指針を改正しました（同年12月23日公布・告示）。事業主の皆さまは、女性活躍推進法に基づく情報公表や一般事業主行動計画の策定に際し、改正法や改正省令・指針に沿った取組が行われるよう準備を進めてください。

**情報公表の必須項目の拡大**



- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、**101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。**（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、 <b>2項目以上</b> を公表	男女間賃金差異及び <b>女性管理職比率</b> に加えて、 <b>2項目以上</b> を公表
101人～300人	<b>1項目以上</b> を公表	男女間賃金差異及び <b>女性管理職比率</b> に加えて、 <b>1項目以上</b> を公表

情報公表の範囲そのものが、女性活躍に対する姿勢を表すものとして求職者の企業選択の要素となることにご留意いただき、必須項目数以上の項目について積極的な公表をご検討ください。

**従業員数301人以上の企業は・・・**

- 従業員数が301人以上の企業に、以下の**4項目以上の情報公表**を義務付けます。
- **男女間賃金差異**（令和4年7月8日から義務付けられています）
  - **女性管理職比率**（令和8年4月1日から新たに義務付け）
  - **女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供**に関する実績  
 （下の左の表の7項目から1項目以上を選択して公表）
  - **職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備**に関する実績  
 （下の右の表の7項目から1項目以上を選択して公表）

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」 以下の7項目から1項目以上を選択
<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用した労働者に占める女性労働者の割合</li> <li>・男女別の採用における競争倍率</li> <li>・労働者に占める女性労働者の割合</li> <li>・係長級にある者に占める女性労働者の割合</li> <li>・役員に占める女性の割合</li> <li>・男女別の職種又は雇用形態の転換実績</li> <li>・男女別の再雇用又は中途採用の実績</li> </ul>

「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」 以下の7項目から1項目以上を選択
<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の平均継続勤務年数の差異</li> <li>・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合</li> <li>・男女別の育児休業取得率</li> <li>・労働者の一月当たりの平均残業時間</li> <li>・雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間</li> <li>・有給休暇取得率</li> <li>・雇用管理区分ごとの有給休暇取得率</li> </ul>

**従業員数101～300人の企業は・・・**

- 従業員数が101～300人の企業に、以下の**3項目以上の情報公表**を義務付けます。
- **男女間賃金差異**（令和8年4月1日から新たに義務付け）
  - **女性管理職比率**（令和8年4月1日から新たに義務付け）
  - **女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供**に関する実績、または**職業生活と家庭生活との両立**に資する雇用環境の整備に関する実績  
 （前ページの2つの表の14項目のうち1項目以上を選択して公表）

**Q 具体的にはいつの期間の数値をいつまでに公表する必要があるのか。**  
**A** 初回の「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表は、改正法の施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表する必要があります。  
 例えば 令和8年4月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和8年7月末までに公表  
 令和8年12月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和9年3月末までに公表  
 令和9年3月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和9年6月末までに公表  
 その後もおおむね1年に1回以上、最新の数値を公表する必要があります。  
 ※ なお、女性管理職比率について、公表時点で得ることができる最新のものとする必要があります。具体的には、古くとも公表を行う事業年度の前事業年度時点の情報である必要がありますが、最新のものであれば、公表を行う事業年度又はその前事業年度のいずれの時点の情報であっても差し支えありません。

**男女間賃金差異の情報公表のイメージ**

- ☆ 「男女間賃金差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示します。
- ☆ 「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

【「男女間賃金差異」の情報公表のイメージ】

男女間賃金差異		(付記事項(例))
全労働者	XX.X%	・対象期間：●●事業年度(●年●月●日～●年●月●日) ・正社員：社外への出向者を除く。 ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。 ・賃金：通勤手当等を除く。
正社員	YY.Y%	※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。 ※計算の前提とした重要事項を付記(対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等)
パート・有期社員	ZZ.Z%	

**「女性管理職比率」の算出でいう「管理職」とは**

- ☆ 管理職とは、「課長級」と「課長級より上位の役職(役員を除く)」の合計です。
- ☆ 「課長級」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
  - ① 事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が二係以上からなり、若しくは、その構成員が10人以上(課長を含む。)のもの長
  - ② 同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者(ただし、一番下の職階ではないこと。)
 ※ 一般的に「課長代理」や「課長補佐」については、「課長級」に該当しません。

**Q 男女間賃金差異や女性管理職比率の情報公表の方法は。**  
**A** 公表の場合は、厚生労働省が運営する「**女性の活躍推進企業データベース**」が最も適切です。是非ご利用ください。  
 URL：<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>  
 なお、自社のホームページへの掲載等でも差し支えありません。



<『説明欄』を有効活用しましょう！>

- > 「男女間賃金差異」や「女性管理職比率」の指標の大小それ自体のみに着目するのではなく、**要因及び課題の分析を行い、改善に向けて取り組んでいくことが重要**です。
- > このため、公表に当たっては、単に数値の情報だけでなく、要因及び課題の分析の結果等のより詳細な情報や補足的な情報を公表することも可能であり、『説明欄』を有効活用して、**こうした追加的な情報公表を行うことが望ましい**ものです。
- > なお、「女性の活躍推進企業データベース」にはあらかじめ『注釈・説明欄』が設けられています。

えるぼし認定基準（1段階目）の見直し

おすすめ

えるぼし認定（1段階目）の基準を見直し、改善傾向にあることを評価する新たな選択肢を示しました。是非、えるぼし認定（1段階目）の取得にチャレンジしてください。

【現行の基準】

- ①認定基準5項目のうち1～2項目の基準を満たして実績を毎年公表すること
- ②基準を満たさない項目に関する取組の実施状況について毎年公表すること
- ③基準を満たさない項目について**2年以上連続して実績が改善**していること

【改定後の基準】

- ①②は同じ
- ③基準を満たさない項目について以下に該当すること（引き続き現行の③でも可）
  - (i) 単年度の実績を評価している項目（※）については、**従来の基準（2年以上連続して実績が改善）又は以下のいずれかに該当すること（選択肢を追加）**
    - 「A：直近の事業年度までの連続する3事業年度の平均値」、
    - 「B：その前の事業年度までの連続する3事業年度の平均値」及び
    - 「C：その前々年度までの連続する3事業年度の平均値」を比較し、**連続して改善していること（A>B>C）**
  - (※) 「採用」のうち正社員に占める女性労働者の割合及び正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること、「就業継続」、「労働時間等の働き方」又は「管理職比率」のうち直近の事業年度において管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること
  - (ii) 上記以外の項目については、**2年以上連続して実績が改善していること（従来の基準通り）**



えるぼしプラス認定の創設

おすすめ

えるぼし認定（1・2・3段階目）及びプラチナえるぼしについて、**女性の健康支援に関する基準を追加した新しい認定を創設**しました。



えるぼしプラス(3段階目)マーク

【女性の健康支援に関する認定基準】

※えるぼしプラス・プラチナえるぼしプラスの全てで、女性の健康支援に関する基準は共通

- ① 「女性の健康上の特性に配慮した休暇制度」及び「女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、在宅労働等のうちいずれかの制度」を設けていること。（休暇制度は、多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）
- ② 女性の健康上の特性への配慮に関する方針を示し、①に掲げる制度の内容とともに労働者に周知させるための取組を実施していること
- ③ 女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性への配慮に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること
- ④ 女性の健康上の特性への配慮に関する業務を担当する者を選任し、労働者からの女性の健康上の特性に関する相談に応じさせる措置を講ずるとともに、労働者に周知させるための措置を講じていること

令和8年4月1日から申請できます。  
最新の情報や申請方法は厚生労働省ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」でご確認ください。  
URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

職場における女性の健康支援

望ましい取組

女性の活躍の推進は、女性の健康上の特性に留意して行われるべき旨が法律で明確化されました。併せて、企業の皆さまが、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する際に、職場における女性の健康支援に資する取組を盛り込むことを促進するため、事業主行動計画策定指針を改正しました。

一般事業主行動計画の策定に当たっては、男女の性差を踏まえ、特に**職場における女性の健康上の特性に係る取組**が行われることが望ましいものです。

一方、健康に関しては**プライバシー保護**が特に求められることに留意してください。  
なお、性別を問わず使いやすい特別休暇制度の整備及び職場全体の働き方改革等、**女性だけでなく労働者全体を対象として取り組むことも有効**です。

女性の健康上の特性に係る取組の例

- 職場におけるヘルスリテラシー向上のための取組
  - ・女性の健康上の特性に関する研修会の開催
  - ・婦人科検診等の検診受診の重要性を含めた、健康課題に関する啓発冊子の配布や動画の配信等
- 休暇制度の充実・柔軟な働き方の実現
  - ・生理休暇を取得しやすい環境の整備
  - ・女性の健康上の特性に配慮した休暇制度の整備（不調時の休養、治療・通院、検診等の多様な目的で利用することができる休暇制度等）
  - ・女性の健康上の特性に配慮した柔軟な働き方を可能とする制度の整備（所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワーク等）
- 健康課題を相談しやすい体制づくり
  - ・女性の健康上の特性について相談及び対応可能な体制構築（産業医、カウンセラーの配置や外部の相談先の紹介、オンラインによる健康相談）
  - ・女性が気軽に利用・相談できるオンラインによる相互交流の場の設置
- その他の取組
  - ・婦人科検診の受診に対する支援
  - ・妊婦等が利用できる休憩スペースの設置

こうした取組を進めるとともに、前ページで紹介した「えるぼしプラス」認定の取得にも積極的にチャレンジしてください。

改正女性活躍推進法に関するお問い合わせは 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ  
受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京都	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川県	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6269	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

## 1 県の実施内容と関係団体の皆様へのお願いについて

### (1) 社会保険労務士の派遣【R8年度新規】

一般事業主行動計画の策定に意欲はあるものの「取組方法が分からない」「課題分析が難しい」等の課題を抱える企業に対し、両立支援に向けた主体的な取組を後押しするため、**無料で社会保険労務士を派遣**（委託先：県社会保険労務士会）。

- **支援内容**：社会保険労務士が対象企業を訪問し、現状把握、課題分析、行動計画策定のフォローアップ支援を実施（1か所あたり2回程度）
- **実施期間**：R8.6月～R9.3月下旬
- **申込方法**：別添チラシのQRコードから申し込み
- **対象企業**：225か所（延べ450回）

### (2) 県条例の整備の検討

県としての明確な姿勢を示し、両立支援の取組の底上げを図るため、行動計画の策定義務の対象となる企業等の範囲について、次世代育成支援対策推進法（従業員101人以上）よりも拡大するための条例整備を検討中。

現在、**条例整備の方向性についてパブリックコメントを実施中**のため、出席団体の皆様には、**積極的なご意見の提出をお願いしたい**。

- **実施期間**：R8.5月中旬～6月末
  - **実施内容**：条例整備の必要性、企業等の対象範囲について
- ※詳細は、県HPをご覧ください。



### (3) プレコンに関する普及啓発

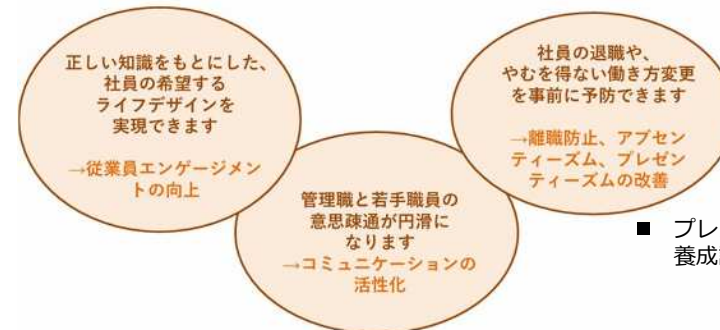
- プレコンセプションケア（プレコン）は、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行う取組であり、企業にも離職防止につながるなどのメリットあり。
- 一方で、取組を実施している企業は少なく、中小企業においては認知度も低い状況。
- 両立支援を一層推進するため、**企業においては、従業員一人ひとりがライフイベント（妊娠・出産、不妊治療、更年期等）を見据えた働き方を選択できる環境づくりの一環として、「プレコンサポーター養成講座」の積極的な受講をお願いしたい。**
- なお、国においても、プレコンは、**性別や妊娠・出産の意向に関わらず、将来の自分のために、自分の身体について正しく知るための取組として推進されているもの。**

こども家庭庁

企業自身にとってのメリット

出所：こども家庭庁資料

企業によるプレコンセプションケアの取組は、企業自身にも様々なメリットがあります。



■ プレコンサポーター養成講座



従業員から、学生から、そして、社会から、選ばれる企業へ

## 2 一般事業主行動計画について

### (1) 一般事業主行動計画の概要

次世代育成支援対策推進法に基づき、常時雇用する労働者（従業員）101人以上の一般事業主（企業等）に策定が義務付けられている次世代育成支援対策に関する計画のこと。

### (2) 根拠法の概要

次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に、国、地方公共団体、企業等、国民の責務を明らかにするとともに、行動計画の策定等について定めているもの。

### (3) 行動計画の内容

企業等は、労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備等に取り組むにあたって、次の内容を定めるもの。

- ① 計画期間（おおむね2年間から5年間）
- ② 目標（育児休業の取得率向上、時間外・休日労働時間の縮小、子を持つ社員を対象とする短時間勤務制度の拡充など）
- ③ 目標を達成するための対策の内容と実施期間

### (4) 策定・届出・公表等の義務

従業員101人以上の企業等には、行動計画の策定や県労働局への届出とともに、一般への公表、従業員への周知が義務付けられているもの（100人以下の企業等では努力義務）。

## 3 企業における行動計画策定等の現状と課題

### (1) 現状

- 行動計画策定届の提出企業数：1,163社（うち、従業員数101人以上の企業等：442社（届出率100%）、100人以下の企業等：721社）
- 策定等が「努力義務」の従業員100人以下の県内企業等では、策定届出率がおおよそ2%未満（推計）と低調。
- 中小企業等では、制度整備へのノウハウやリソースの不足により、計画策定を進めるため専門家による策定支援が必要との声もあり。

■ 県内における届出及び認定状況（R7.9月末時点）（単位：社）

常時雇用労働者301人以上の企業数	常時雇用労働者101人以上300人以下の企業数	一般事業主行動計画策定届出提出企業数	うち常時雇用労働者301人以上の企業数	うち常時雇用労働者101人以上300人以下の企業数	うち常時雇用労働者100人以下の企業数
			105	337	721
105	337	1,163	105	337	721

厚生労働省ウェブサイト「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」より作成

### (2) 課題

- 従業員が子育てしながら安心して働き続けられるよう、行動計画の策定促進等、企業における両立支援に向けた主体的な取組の後押しが必要。
- 地域社会全体で仕事と子育ての両立支援が当たり前前に保障される社会づくりに向けた意識醸成を図るとともに、県としての明確な姿勢を示す必要。